

関市薪ストーブ等購入事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、住宅用薪ストーブ等を購入する者に対して予算の範囲内で関市薪ストーブ等購入事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民による木質バイオマスエネルギーの利用を促進し、もって地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質バイオマスエネルギーの利用 木に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）を化石資源の代替エネルギーとして利用することをいう。
- (2) 住宅用薪ストーブ等 ストーブ、ボイラー及び薪割り機をいう。
- (3) ストーブ 薪又は木質ペレット（おが粉状にした木材を圧縮形成した固形燃料をいう。以下同じ。）を燃料として使用するストーブ（これに附属する煙突を含む。）で、二次燃焼以上により排煙を減少させる機能を有するもののうち、専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部（当該家屋の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積に対する割合が2分の1を超えるものに限る。）を人の居住の用に供する家屋に常設（以下「専用住宅等に常設」という。）するものをいう。
- (4) ボイラー 薪又は木質ペレットを燃料として使用するボイラー（これに附属する煙突を含む。）で、二次燃焼以上により排煙を減少させる機能を有するもののうち、専用住宅等に常設するものをいう。
- (5) 木質ペレット おが粉状にした木材を圧縮形成した固形燃料をいう。
- (6) 薪割り機 電動式又は手動式の薪割り機をいう。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、住宅用薪ストーブ等を購入する事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市内において補助事業を行う者で、次に掲げる

要件を全て満たすものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金を滞納していないこと。
- (3) その属する世帯の世帯員が補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、交付を受けようとする住宅用薪ストーブ等に係る補助金の交付を受けていない場合を除く。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅用薪ストーブ等の購入に係る経費（設置工事費を含む。）とし、1世帯につき住宅用薪ストーブ等の種類ごとにそれぞれ1台に限るものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) ストーブ 100,000円
- (2) ボイラー 100,000円
- (3) 薪割り機 10,000円

（補助金の交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、関市薪ストーブ等購入事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書
- (2) 仕様及び規格が分かる書類の写し
- (3) 設置予定箇所の位置図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市薪ストーブ等購入事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により申請

者に通知する。

- 3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、関市薪ストーブ等購入事業補助金交付申請変更等承認申請書（別記様式第3号）に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市薪ストーブ等購入事業補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知する。
- 5 市長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

（実績報告等）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに関市薪ストーブ等購入事業実績報告書兼補助金交付請求書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助事業に要する費用を支払ったことが分かる書類及び内訳書の写し
- （2） 設置状況を示す写真（ストーブ又はボイラーを購入する場合に限る。）
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1） 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。
- （2） 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- （3） 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市薪ストーブ等購入事業補助金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知する。

（処分の制限）

第11条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、第9条の規定による補助金の交付の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数（薪割り機にあつては6年間）を経過する日までの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ関市薪ストーブ等購入事業財産処分承認申請書（別記様式第7号）に交付決定通知書の写しを添付して市長に申請し、その承認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市薪ストーブ等購入事業財産処分承認（不承認）通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知する。

3 市長は、前項の承認を受けた交付決定者が、当該承認に係る財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

この告示は、令和6年8月23日から施行する。